

# 介護職員特定処遇改善加算

## 介護職員特定処遇改善加算とは

従来の介護職員処遇改善加算に加え、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために創設されたものです。

具体的には、各事業所で最低1人以上は、経験・技能のある職員に対しての賃金を月8万円以上上げるか、年収440万円以上にするという決まりがあります。

## 算定要件

特定処遇改善加算(Ⅰ)については、下記の4つの要件を満たすこと

特定処遇改善加算(Ⅱ)については、下記の2. ~ 3. を満たすこと

1. 「介護福祉士の配置等要件」  
サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること
2. 「現行加算要件」  
現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定していること
3. 「職場環境等要件」  
「介護職員処遇改善計画書・介護職員特定処遇改善計画書」に掲載されている「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行っていること
4. 「見える化要件」  
特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。